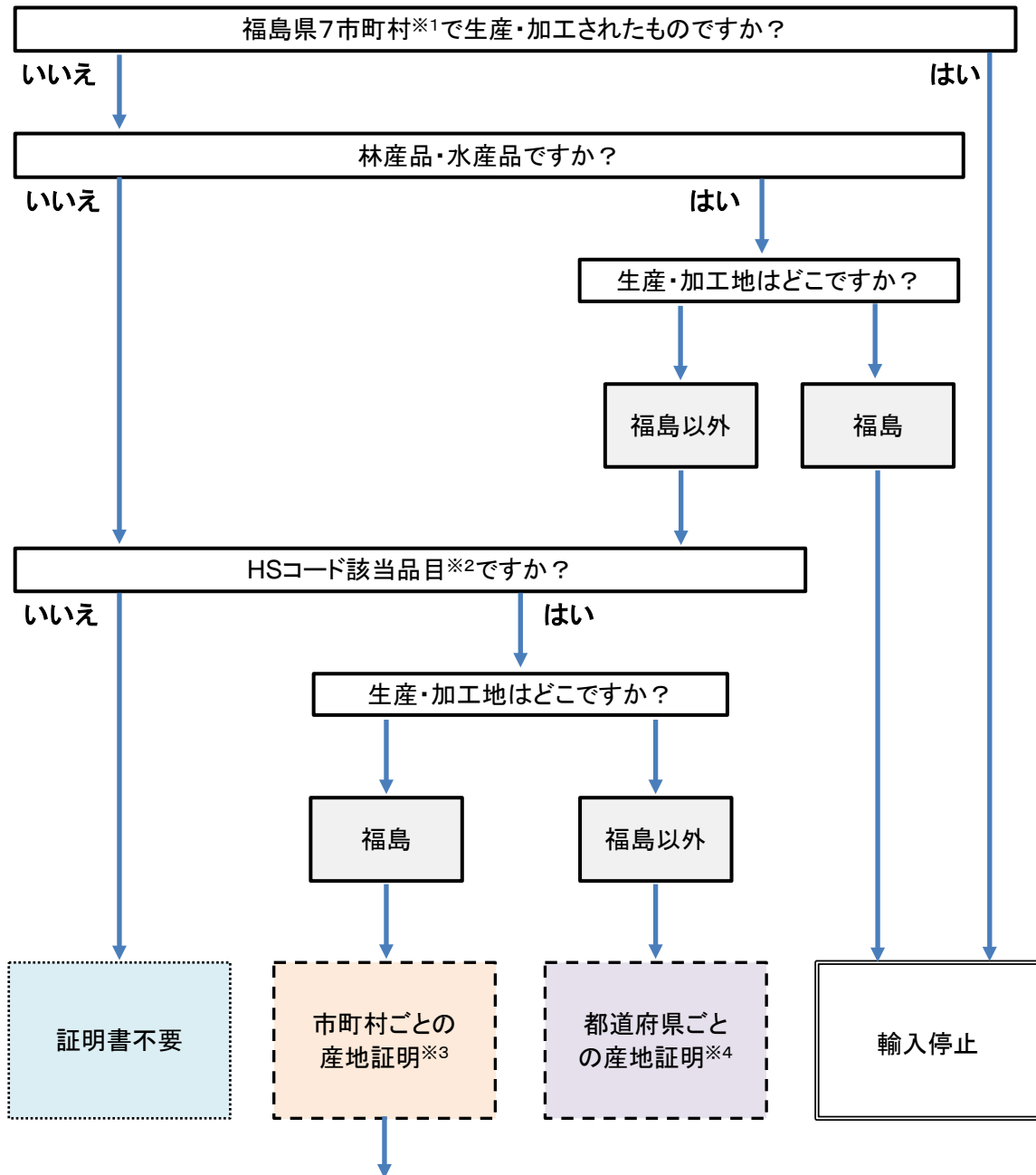


【シンガポール】



◆シンガポール農食品・獣医庁(AVA)への事前通報  
 輸入者は、出港日の前日までに、事前にシンガポール農食品・獣医庁(AVA)に対し、「産地(市町村)」、「品目」、「到着予定地(港又は空港)」、「到着予定日」を通知し、輸出可能な品目であることを確認すること。

【AVAへの連絡方法】  
 TradeNet@: <https://www.tradexchange.gov.sg> ※5  
 Tel : + 65-6325-7576

※1 避難指示区域を一部でも含む市町村（南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村）  
 ※2 食肉、牛乳・乳製品、卵、果実・野菜とその加工品、緑茶及びその製品、水産物。  
 詳細は農林水産省ホームページ「シンガポールの証明対象地域・品目」の別表（下記URL）を参照。  
[http://www.maff.go.jp/j/export/e\\_shoumei/pdf/att6\\_sg.pdf](http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/pdf/att6_sg.pdf)  
 ※3 政府作成の市町村ごとの産地証明。また、品目毎に生産・加工地（県名及び市町村名）及び数量が英語で正確に記載された商用インボイスによる代替も可能。  
 ※4 政府作成の都道府県ごとの産地証明又は商工会議所作成の都道府県ごとの産地を記載したサイン証明。また、品目毎に生産・加工地（都道府県名）及び数量が英語で正確に記載された商用インボイスによる代替も可能。  
 ※5 シンガポールの通関事業者等が、通常の輸入手続きにおいて、税関及びAVA等との連絡で使用するウェブサイト。